第十三条　令第四条の八第一項及び第二項の規定による病院報告の提出は、別記様式第一により行うものとし、別記様式第一による病院報告の提出にあつては毎月五日までに（休止し、又は廃止した病院に関しては、休止又は廃止の日から五日以内に）病院所在地を管轄する保健所長に対して行うものとする。

2・3　（略）

第十三条の二　前条第一項に規定する別記様式第一による報告書については、報告書の各欄に掲げる事項を厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）で明確に判別できるように記録する場合には、電磁的記録をもつてこれに代えることができる。

（削る）

（削る）

第十三条の三　前条の電磁的記録を保存する磁気ディスク等には、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一～四　（略）

（報告方法）

第三十条の三十三の六　（略）

2　（略）

イ　（略）

ロ　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ　（略）

3　（略）

（書類の閲覧）

第三十三条の二の十一　法第五十一条の四第一項及び第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電子計算機に備えられたファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは主たる事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

第十三条　令第四条の八第一項及び第二項の規定による病院報告の提出は、別記様式第一及び別記様式第一の二（診療所にあつては別記様式第一）により行うものとし、別記様式第一による病院報告の提出にあつては毎月五日までに（休止し、又は廃止した病院に関しては、休止又は廃止の日から五日以内に）、別記様式第一の二による病院報告の提出にあつては毎年十月五日までに病院所在地を管轄する保健所長に対して行うものとする。

2・3　（略）

第十三条の二　前条第一項に規定する別記様式第一又は別記様式第一の二による報告書については、これらの報告書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスクをもつてこれらの報告書に代えることができる。

第十三条の三　（略）

第十三条の四　（略）

第十三条の五　第十三条の二のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一～四　（略）

（報告方法）

第三十条の三十三の六　（略）

2　（略）

イ　（略）

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ　（略）

3　（略）

（書類の閲覧）

第三十三条の二の十一　法第五十一条の四第一項及び第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は主たる事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

（電磁的方法）

第三十三条の八　（略）

一　（略）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　（略）

（電磁的記録）

第三十三条の十　法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（医療法施行令に係る電磁的方法）

第三十三条の二十四　（略）

一　（略）

イ　（略）

ロ　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　（略）

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第三十五条の三　法第五十八条の三第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第三十五条の九　法第六十条の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

（削る）

（電磁的方法）

第三十三条の八　（略）

一　（略）

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　（略）

（電磁的記録）

第三十三条の十　法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（医療法施行令に係る電磁的方法）

第三十三条の二十四　（略）

一　（略）

イ　（略）

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　（略）

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第三十五条の三　法第五十八条の三第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第三十五条の九　法第六十条の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

別記様式第一の二　（略）